

Q1 中小企業憲章は、政府が総力を挙げて中小企業政策に取り組むという強いメッセージを発信することで、意欲ある中小企業が新たな展望を切り開くことができるよう制定されました。新型コロナウイルス感染症の影響等、厳しい状況下である今こそ「中小企業憲章」の精神に立ち返り、「経済をけん引する力であり、社会の主役である」中小企業の更なる発展のため、中小企業・小規模事業者の支援に引き続き取り組みます。

また、2019年より、7月20日を「中小企業の日」、7月の1ヶ月間を「中小企業魅力発信月間」と定めており、中小企業・小規模事業者の魅力発信に資する関連イベントを官民で集中的に実施することとしております。

今後も中小企業・小規模事業者の発展のために国民運動として取り組んでまいります。日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の事業継続をお支えするために引き続き足下の状況を注視しつつ、予算措置を含め万全の措置を講じてまいります。

Q2 最低賃金の引上げ及び社会保険料の負担に関しては、中小企業の生産性の国情や取引環境の整備が重要です。そのため、事業再生構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、「特別枠」の設定や、経営規模を踏まえた運用見直しを実施し、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける者や積極的な賃上げに取り組む者への支援を強化します。

また、生み出した付加価値が着実に中小企業に残るよう、下請取引におけるしわ寄せ防止など、大企業との取引環境の改善を進めます。具体的には「パートナーシップ構築宣言」を行う企業の増加に向け、業界団体を通じた周知等を行うとともに、9月を「価格交渉促進月間」とし、下請Gメンによる調査を徹底することで、最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議を促進します。

Q3 インボイス制度は、複数税率の下で、適正な課税を確保する観点から導入します。一方で、事務負担の増加や、免税事業者との取引への影響といった懸念の声があることは承知しています。こうした懸念に対応し、移行まで4年間の準備期間を設けるとともに、そこからさらに6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定の仕入税額控除等の経過措置を設けています。

また、インボイス制度への対応を含む中小企業のデジタル化を支援するため、業務効率化やDXに向けたITツールの導入のためのIT導入補助金等の支援を行っています。

引き続き、制度の周知・広報や相談への丁寧な対応を徹底するとともに、特に中小企業者のバックオフィスの負担軽減に資する取組みを着実に実施していきます。さらに、制度移行にともない、小規模事業者が一方的に不当な値引きなどを求められないよう、独禁法や下請法といった関係法令に基づいて適切に対処していきます。

Q1、「中小企業憲章」の国会での決議をはじめ、中小企業の振興のご要望に全面的に賛成です。日本経済における生産の過半を担い、7割の労働者の雇用を支えている中小企業は、まさに日本社会を支える経済の柱です。その役割にふさわしく、国として生産・流通・雇用・取引経営の承継など必要とされる課題について、中小企業の立ち場に立った支援をしっかりと行っていくことが重要と考えます。日本経済の主役である中小企業を支援する役所として中小企業省への昇格、担当大臣の設置などは当然です。中小企業予算はその重要な役割にふさわしく大幅に増額します。これまで、研究開発減税などもともと体力のある大企業向けの優遇税制ばかりでしたがこれを改め、中小企業こそが利用できる支援制度を導入します。採用や職業訓練、失業給付など抜本的に改善します。大学の授業料は当面半額にし、無償化をめざします。有利子奨学金は直ちに無利子にし、給付性奨学金を拡充します。

Q2、8時間働けば誰もが普通に暮らせる社会にすることが必要です。最低賃金は時給1500円に引き上げ、全国一律とします。全国一律とするのは、都市部と地方の生活費に大きな違いがないという調査によるものです。最賃引き上げについては中小企業に対して、社会保険料の事業主負担の減免や賃上げのための助成策を導入します。

労働者がどこで働いても8時間働けばまともに生活できるようにすれば、中小企業に人材が集まる条件も整います。下請の取引関係の適正化を守り監視するルールを設け、大企業による下請けへのしわ寄せを許さず、賃上げなどを取引価格に円滑に転嫁できるようにします。コロナ禍で深刻な影響を受けているので、持続化給付金や家賃支援給付金などの再給付とコロナが終息するまで継続し、事業が維持できるよう支援します。

Q3、的確請求書等保存方式（インボイス方式）は中小企業小規模事業所の事務負担を激増させ、インボイスを発行できない免税事業者との取引価格の値下げ要求になりかねないことや、免税事業者の消費税負担を産み、ひいては廃業を強制しかねない制度なので導入には断固反対です。

消費税は所得の低い人や中小企業により重くのしかかる逆進性の強い最悪の税です。当面、緊急に5%に引き下げて経済の底上げを行うことが必要です。現在大企業の税負担率が中小企業よりはるかに低くなっていますが、累進性を高め、大企業の税負担率を28%に戻します。大企業や富裕層に応分の適正な負担を求め消費税は廃止をめざします。

Q1、「中小企業憲章」を国会で決議することに賛成です。貴同友会の中小企業振興のご要望に全面的に賛成です。日本経済の過半を担い、雇用の7割を支えている中小企業は日本社会を支える経済の柱です。その役割にふさわしく、国として生産・流通・雇用・取引、経営の承継などについて、中小企業の立ち場に立った支援を国がしっかり行っていくことが重要です。日本経済の主役である中小企業を支援する役所として中小企業省への昇格、担当大臣の配置などは当然です。中小企業予算はその重要な役割にふさわしく大幅に増額すべきです。これまで、研究開発減税などともともと体力のある大企業向けの優遇税制ばかりでしたがこれを改め、中小企業こそが利用できる支援制度を導入します。採用や職業訓練、失業給付など抜本的に改善します。大学の授業料は当面半額にし、無償化をめざします。有利子奨学金は直ちに無利子にし、給付性奨学金を充実します。

Q2、派遣など人間をもののように使い捨てにする雇用は改めなければなりません。8時間働けば誰もが普通に暮らせる社会にします。最低賃金は時給1500円に引き上げ、全国一律とします。全国一律とするのは、都市部と地方の生活費に大きな違いがないという調査によるものです。最賃引き上げでは中小企業に対して、社会保険料の事業主負担の減免や賃上げのための助成策を導入します。

労働者がどこで働いても普通に生活できるようにすれば、中小企業に人材が集まる条件も整います。下請取引の適正化を監視するルールを設け、大企業による下請けへのしわ寄せを許さず、賃上げなどを取引価格に円滑に転嫁できるようにします。長引くコロナ禍で深刻な影響を受けており、持続化給付金や家賃支援給付金などの再給付とコロナが終息するまでの継続、事業と雇用が維持できるよう支援します。

Q3、的確請求書等保存方式（インボイス方式）は中小企業小規模事業所の事務負担を激増させ、インボイスを発行できない免税事業者との取引価格の値下げ要求になりかねません。免税事業者の消費税負担を産み、ひいては廃業を強制しかねないので導入には断固反対です。

消費税は所得の低い人や中小企業により重くのしかかる逆進性の強い最悪の税です。当面、緊急に5%に引き下げて経済の底上げを行うことが必要です。将来は廃止をめざします。現在大企業の税負担率が中小企業よりはるかに低くなっていますが、優遇税制を見直し、累進性を高めて大企業の税負担率を28%に戻します。大企業や富裕層に応分の適正な負担を求めます。

Q1 中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議を目指します。また、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置することや、中小企業担当大臣を設置する、中小企業庁の中小企業省への昇格。中小企業の日、中小企業魅力発信月間を盛り上げることなどを目指していきます。そして、中小企業施策への予算を充実させるよう尽力いたします。

Q2 最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業に負担を強くない施策を推進いたします。飲食業や宿泊業、観光サービス業およびその関連業などコロナ禍で大きな影響を受けている業種には直接的、効果的な支援を行い。賃上げを行う際に中小企業に大きな負担となっている社会保険料の事業主負担について、助成制度を創設するなど軽減を図る。取引関係の適正化を進め、下請事業者等の中小企業が労務費上昇分を取引価格に円滑に転嫁できるよう尽力いたします。

Q3 インボイスは事業者免税点制度の実質的な廃止と同じ結果をもたらします。これは中小・小規模事業者にとっては死活問題であり、対応できない事業者が市場から排除され、休廃業が増加する懸念とともに企業経営や国民生活に大きな混乱を招きます。インボイス導入を撤回し、現状の免罪水準を実質的に維持する制度の構築を図るよう尽力いたします。

Q1 中小企業憲章は、政府が総力を挙げて中小企業政策に取り組むというメッセージを発信し、中小企業が新たな展望を切り開くことができるよう制定されました。新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある今こそ「中小企業憲章」の精神に立ち返ることが肝要と考えます。「経済を牽引する力であり、社会の主役である」中小企業の更なる発展のため、中小企業・小規模事業者の支援に引き続き取り組みます。

また2019年より、7月20日を「中小企業の日」、7月の1ヶ月間を「中小企業魅力発信月間」と定め、中小企業・小規模事業者の魅力発信に資する関連イベントを官民で集中的に実施することとしております。

今後も中小企業・小規模事業者の発展のため運動を続けてまいります。日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の事業継続をお支えするために、引き続き予算措置含め万全の措置を講じてまいります。

Q2 最低賃金の引き上げ及び社会保険料の負担に関しては、中小企業の生産性の向上や取引環境の整備が重要です。そのため、事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について「特別枠」の設置や、経営規模を踏まえた運用見直しを実施し、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける者や積極的な賃上げに取り組む者への支援を強化します。

また、生み出した付加価値が着実に中小企業に残るよう、下請取引におけるしわ寄せ防止など、大企業との取引環境の改善を進めます。具体的には「パートナーシップ構築宣言」を行う企業の増加に向け、業界団体を通じた周知等を行うとともに、9月を「価格交渉促進月間」とし、下請Gメンによる調査を徹底することで、最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議を促進します。

Q3 インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を確保する観点から導入します。一方で、事務負担の増加や免税事業者との取引への影響といった懸念の声があることは承知しています。こうした懸念に対応し、移行まで4年間の準備期間を設けるとともに、そこからさらに6年間、免税事業者からの仕入れについて一定の仕入税額控除等の経過措置を設けています。

また、インボイス制度への対応を含む中小企業のデジタル化を支援するため、業務効率化やDXに向けたITツールの導入のためのIT導入補助金等の支援を行っています。

引き続き、制度の周知・広報や相談への丁寧な対応を徹底するとともに、特に中小事業者のバックオフィスの負担軽減に資する取組みを着実に実施してまいります。さらに、制度移行にともない、小規模事業者が一方的に不当な取引などを求められないよう、独禁法や下請法といった関係法令に基づいて適切に対処していきます。

Q1 これまで愛媛県中小企業家同友会の会員として中小企業の現状について、また今後の在り方について学んで参りました。地域に密着し国内の企業の9割は中小企業で占められているにも関わらず国策としての位置づけが弱いと考えています。今後の地域経済をさらに発展させ国と地方の連携を深めていくためにも「中小企業検証」の国会決議、中小企業担当大臣設置、中小企業省への昇格はぜひとも進めて参ります。今後の超人口減少社会到来に向け生産性を高めていくためのデジタル化、カーボンニュートラルを促進するための基金を創設していきます。また人材育成のためリカレント教育、リスキング教育を支援させていただきます。また国際化も推進し、農林水産分野における国際認証制度などへのさらなる支援を行って高付加価値への創造を支援していきます。

Q2 コロナショック後の日本経済の立て直しのために「給料が上がる経済」を目標に実質賃金を上昇させていくことを経済対策の目標にしていきます。中小企業支援強化のために正社員を雇用した場合事業主の社会保険料負担を半減します。賃金を上げるためにもまずは中小企業への支援を先行させ財政出動を強化し消費税の減税を進め消費力を高めていきます。賃金を上げた場合、法人税減税や賃金補てん制度で支援をしていきます。下請け保護制度や事業承継制度など中小企業支援策を強化していきます。落ち込んだ地域経済を回復させるために一律現金給付の継続を行い。全職種を対象に事業規模に合わせた支援をします。将来的発展を見据えてデジタル化、カーボンニュートラル対策を加速させるための基金を創設し、環境配慮型企業への支援、国際認証制度の取得を推進し付加価値を高めていくための産業政策を進めていきます。

Q3 適格請求書等保存方式の導入については事務負担の増加、流通の混乱を招くとのことで中小企業経営者の方からお話を伺っておりました。現状の帳簿方式で仕入れ税額控除で機能しているため、適格請求書保存方式の導入は現時点では撤回していくべきと考えております。